

# ごみ処理施設整備運営事業

## 入札説明書

平成28年8月

桑名広域清掃事業組合

## 目 次

第1章	募集の趣旨 .....	1
第2章	事業の概要 .....	1
第3章	事業者募集等のスケジュール.....	7
第4章	入札に関する条件.....	7
第5章	入札書類の審査.....	20
第6章	提案に関する条件.....	22
第7章	事業実施に関する事項.....	36
第8章	特定事業契約に関する事項.....	39
別紙1	事業スキーム図.....	41
別紙2	計画地案内図・施設配置図.....	42
別紙3	モニタリング実施要領等.....	44

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

要項	定義
組合	桑名広域清掃事業組合をいう。桑名広域清掃事業組合は、桑名市、いなべ市（旧員弁町のみ）、木曾岬町及び東員町で組織する一部事務組合である。なお、本施設稼働後の構成団体は桑名市、木曾岬町及び東員町となる予定である。
本事業	民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、工事対象施設の設計及び建設並びに管理運営対象施設の管理運営業務を実施する「ごみ処理施設整備運営事業」をいう。
本施設	本事業により整備されるごみ焼却施設（それに付随する新設の計量棟（工場棟と別棟の場合）、洗車装置、車庫、構内道路、構内排水設備、門・囲障、植栽・芝張り、その他の必要な施設も含む）をいう。
既存施設	県の RDF 発電施設を除いた、RDF 化施設、計量棟、洗車場以外の施設をいう。
工事対象施設	本施設及び既存施設のうち、工事対象となる施設をいう。
管理運営対象施設	本施設及び既存施設のうち、管理運営対象となる施設をいう。
DBO方式	本施設等のDesign（設計）、Build（建設）、Operate（管理運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
S P C	落札者の構成員が管理運営対象施設の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	組合と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。落札者の構成企業及びS P Cで構成される。
落札者	選定された入札参加者をいう。
設計企業	事業者のうち、工事対象施設の設計を行う者をいう。
建設企業	事業者のうち、工事対象施設の建設を行う者をいう。
管理運営企業	事業者のうち、管理運営対象施設の管理運営を行う者をいう。
灰運搬企業	事業者のうち、主灰・飛灰の運搬を行う企業をいう（事業者提案により、主灰・飛灰の運搬を事業者にて行う場合に該当）。
灰資源化企業	事業者のうち、主灰・飛灰の資源化を行う企業をいう（事業者提案により、主灰・飛灰の資源化を事業者にて行う場合に該当）。
不燃残渣運搬企業	事業者のうち、不燃残渣の運搬を行う企業をいう。
不燃残渣処分企業	事業者のうち、不燃残渣の処分を行う企業をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
構成員	入札参加者を構成する企業のうち、S P Cへ出資する企業をいう。
協力企業	入札参加者を構成する企業のうち、S P Cへ出資しない企業をいう。
代表企業	入札参加者を代表する企業をいう。S P Cへの最大出資者となる。
建設事業者	組合と建設工事請負契約を締結する者で、設計・建設を単独で行う企業又は建設J Vをいう。
建設J V	建設事業者を構成する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立しない。

要項	定義
入札説明書等	入札公告時に公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、管理運営委託契約書（案）、灰運搬委託契約書（案）、灰資源化委託契約書（案）、不燃残渣運搬委託契約書（案）、不燃残渣処分委託契約書（案）をいう。
基本協定	落札者決定後すぐに、組合と落札者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、組合と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	本事業の管理運営の実施のために、基本契約に基づき、組合とSPCが締結する契約をいう。
灰運搬委託契約	本事業の主灰・飛灰の運搬業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と主灰・飛灰の運搬企業と締結する契約をいう。
灰資源化委託契約	本事業の主灰・飛灰の資源化業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と主灰・飛灰の資源化企業と締結する契約をいう。
不燃残渣運搬委託契約	本事業の不燃残渣の運搬業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と不燃残渣の運搬企業と締結する契約をいう。
不燃残渣処分委託契約	本事業の不燃残渣の処分業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と不燃残渣の処分企業と締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約、不燃残渣運搬委託契約、不燃残渣処分委託契約の5つの契約をまとめた総称をいう。 なお、事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者にて行う場合は、上記5つの契約に加え、灰運搬委託契約、灰資源化委託契約を加えた7つの契約の総称をいう。
モニタリング	事業者が実施する設計、建設及び管理運営の実施状況について組合が行う監視をいう。
基本業務	事業者が必ず実施する、本施設及び既存施設の設計・建設及び管理運営業務をいう。
提案業務	管理運営業務のうち、組合が実施することを基本としつつも、事業者提案により、事業者が実施することを認める業務（売電業務及び主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務）をいう。
事業者提案	本事業の入札手続において入札説明書等に従って入札参加者が提出した「ごみ処理施設整備運営事業 提案書」並びに組合からの質問に対する当該入札参加者の回答及び特定事業契約締結までに事業者により提出されたその他一切の提案をいう。

## 第1章 募集の趣旨

桑名広域清掃事業組合（以下「組合」という。）は、ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）について、DBO方式により実施するため、平成28年4月22日に「ごみ処理施設整備運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。そして、実施方針に対する質問・意見等を踏まえ、本事業を「特定事業」として選定し、平成28年7月15日に公表した。

この入札説明書は、組合が本事業を実施する民間事業者を一般競争入札総合評価落札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に配布するものである。事業の主旨及び内容は、実施方針のとおりであり、入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

なお、本入札説明書に併せて配布する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、管理運営委託契約書（案）、灰運搬委託契約書（案）、灰資源化委託契約書（案）、不燃残渣運搬委託契約書（案）、不燃残渣処分委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する資料も本入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。また、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約、不燃残渣運搬委託契約、不燃残渣処分委託契約の5つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という（なお、事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者にて行う場合は、上記5つの契約に加え、灰運搬委託契約、灰資源化委託契約を加えた7つの契約の総称をいう。）。

## 第2章 事業の概要

### 1 事業名称

ごみ処理施設整備運営事業

### 2 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

### 3 公共施設等の管理者

桑名広域清掃事業組合 管理者 伊藤 徳宇

### 4 事業内容

#### (1) 事業方式

本事業は、事業者が組合の所有となる工事対象施設の設計・建設業務と管理運営対象施設の管理運営業務を一括して受託するDBO方式とする。なお、本事業は、循環型社会形成推進交付金事業として実施する。

## (2) 契約の形態

- ア 組合と事業者は、基本契約を締結する。
- イ 基本契約に基づいて、組合は、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。
- ウ 基本契約に基づいて、組合は、SPCと管理運営委託契約を締結する。
- エ 基本契約に基づいて、組合は、不燃残渣運搬企業と不燃残渣運搬委託契約を締結する。
- オ 基本契約に基づいて、組合は、不燃残渣処分企業と不燃残渣処分委託契約を締結する。
- カ 事業者提案により、主灰・飛灰の運搬を事業者にて行う場合、基本契約に基づいて、組合は、灰運搬企業と灰運搬委託契約を締結する。
- キ 事業者提案により、主灰・飛灰の資源化を事業者にて行う場合、基本契約に基づいて、組合は、灰資源化企業と灰資源化委託契約を締結する。
- ク 基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約、不燃残渣運搬委託契約、不燃残渣処分委託契約の5つの契約をまとめた特定事業契約（事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者にて行う場合は、ア、イ、ウ、エ、オの5つの契約に加え、カ、キを加えた7つの契約）の各々についての締結主体を「別紙1 事業スキーム図」に示す。

## (3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ア 設計・建設期間：契約締結日から平成33年3月まで（試運転期間含む）
- イ 管理運営期間：平成33年4月から平成53年3月までの20年間

なお、設計・建設期間については、事業者提案による短縮も認める。事業者提案による設計・建設期間の短縮を組合が認めた場合、管理運営期間は、事業者提案による設計・建設期間終了から20年間となる。

## (4) 事業期間終了後の措置

組合は本施設を竣工から30年以上使用する予定である。事業者は本施設について、30年以上の使用を前提として本事業を行うものとする。

事業者は、事業期間終了時に、管理運営対象施設を組合の定める引き渡し条件を満足する状態を保って、組合に引継ぐものとする。

なお、管理運営対象施設の事業期間終了時の措置について、管理運営開始後15年目の時点において、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

## (5) 事業の対象となる業務範囲

本事業の対象となる業務範囲を以下に示す。なお詳細については、「要求水準書」に

示すとおりとする。

ア 事業者が行う業務

(ア) 工事対象施設の設計・建設業務

- a 工事対象施設の新設設計及び既設の給排水・電気設備等切替・改良（付随する解体・撤去含む）設計
- b 工事対象施設の新設工事及び既設の給排水・電気設備等切替・改良（付随する解体・撤去含む）工事
- c 測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- d 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という）申請支援
- e 組合の環境影響評価に関する支援
- f 組合が行う許認可申請支援
- g 建設工事に係る許認可申請
- h 住民対応（事業者が負担すべき対応）
- i その他これらを実施するうえで必要な業務

(イ) 管理運営対象施設の管理運営に関する業務

a 管理運営対象施設の管理運営業務

- (a) 受入業務
- (b) 運転管理業務
- (c) 物品・用役調達業務
- (d) 維持管理業務（既存施設については50万円以上の修繕・設備更新を除く）
- (e) 環境管理業務
- (f) 処分・資源化業務

1) 主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務

本施設から発生する主灰・飛灰の資源化については、基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により、事業者自ら実施することも認める。事業者自ら行う場合、事業者のうち灰運搬企業及び灰資源化企業は、基本契約に基づき、それぞれ灰運搬業務及び灰資源化業務を行うこと。

なお、事業者提案により主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を行う場合、事業者は、試運転期間中における主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務も実施すること。

2) 缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の資源化業務

管理運営対象施設から発生する缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類（本施設からの焼鉄も含む）、小型家電、ペットボトルについて、資源化を行うこと。

3) 可燃残渣・不燃残渣の処分業務

リサイクルプラザ及びプラスチック圧縮梱包施設から発生する可燃残渣を本施設へ運搬し、焼却処理を行うこと。また、管理運営対象施設から生じる処理後の不燃残渣について、事業者のうち不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分

企業は、基本契約に基づき、それぞれ不燃残渣運搬業務及び不燃残渣処分業務を行うこと。

なお、事業者は、試運転期間中における不燃残渣運搬業務及び処分業務も実施すること。

(g) 余熱利用業務

余熱利用業務のうち、余剰電力の売電業務については、基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により事業者自ら実施することも認める。

(h) 安全管理業務

(i) 情報管理業務

(j) 啓発業務（事業者が負担すべき範囲）

(k) その他関連業務（住民対応業務（事業者が負担すべき範囲）、植栽管理業務、財産管理業務（事業者が負担すべき範囲））

(l) その他これらを実施するうえで必要な業務

イ 組合が行う業務

(ア) 工事対象施設の設計・建設業務

- a 一般廃棄物処理計画等に基づく管理
- b 交付金申請
- c 環境影響評価
- d 組合が行う許認可申請
- e 工事対象施設の設計・建設工事監理
- f 住民対応業務（組合が負担すべき範囲）
- g その他これらを実施するうえで必要な業務

(イ) 管理運営対象施設の管理運営業務

- a 一般廃棄物処理計画等に基づく管理
- b 主灰・飛灰等の運搬業務及び資源化業務
  - ※基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により、事業者自ら実施することも認める（詳細は前記ア参照）。
- c 余熱利用業務（売電業務のみ）
  - ※基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により事業者自ら実施することも認める（詳細は前記ア参照）。
- d 既存施設の維持管理業務（50万円以上）
- e プラスチック製容器包装圧縮梱包品の資源化
- f 本事業の管理運営モニタリング
- g 住民対応業務（組合が負担すべき範囲）
- h 啓発業務（組合が負担すべき範囲）
- i その他これらを実施するうえで必要な業務

## (6) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

### ア 工事対象施設の設計・建設に係る対価

組合は、工事対象施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設事業者を支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

### イ 管理運営対象施設の管理運営に係る対価

組合は、事業者が実施する管理運営対象施設の管理運営業務（主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務並びに不燃残渣の運搬業務及び処分業務を除く）に係る対価を、管理運営委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払う。管理運営委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。

なお、管理運営委託料は、固定料金と変動料金から構成されるものとする。

### ウ 主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務に係る対価

事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者自ら行う場合、組合は、灰運搬企業及び灰資源化企業が実施する灰運搬業務及び資源化業務に係る対価を、灰運搬委託料及び灰資源化委託料として、試運転期間及び管理運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。

なお、灰運搬委託料及び灰資源化委託料は変動料金で構成されるものとする。

ただし、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者自ら行わない場合、灰運搬委託料及び灰資源化委託料は発生しない。

### エ 缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の資源化による収入

SPCは、管理運営対象施設から発生する缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類（本施設からの焼鉄も含む）、小型家電、ペットボトルについて、全量有効利用するものとし、売却することにより得られる収入を自らの収入とする。

### オ 不燃残渣の運搬業務及び処分業務に係る対価

組合は、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業が実施する不燃残渣運搬業務及び処分業務に係る対価を、不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料として、試運転期間及び管理運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。

なお、不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料は変動料金で構成されるものとする。

### カ 売電収入

事業者提案により、売電業務を事業者自ら行う場合、SPCは、本事業の実施に必要な電力を自らの責任と費用で確保すること。余剰電力が生じる場合は、電気事業者と直接契約することにより得られる売電収入のうち、第4章 2（9）アに示す審査基準価格を上回る、売電による組合収入相当額を除いた額を自らの収入とする。

なお、売電業務を事業者自ら行わない場合、売電収入はSPCの収入とはならない。

また、管理運営期間中における委託料について、組合は、上記イより、カによって得られる組合収入相当額を除いたものに、ウ及びオに示す各種委託料を合計した額を、S P Cに支払うものとする。

(7) 組合が申請を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金事業の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

## 5 地域貢献

事業者は、設計・建設の実施において、地元業者の活用や資材調達、地域産資材の利用に努めるとともに、管理運営の実施においても地域内での雇用確保に努めるなど、本事業を通じて地域への貢献に配慮する。

## 6 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### 第3章 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、一般競争入札総合評価落札方式によるものとする。  
本事業における事業者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表1 事業者募集等のスケジュール（予定）

平成28年8月3日（水）	入札公告（入札説明書等の公表）
平成28年8月22日（月） ～8月26日（金）	質問の受付（第1回）
平成28年9月16日（金）	質問回答の公表（第1回）
平成28年9月28日（水） ～9月30日（金）	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成28年10月19日（水）	参加資格審査結果の通知
平成28年11月2日（水） ～11月4日（金）	質問の受付（第2回）
平成28年11月25日（金）	質問回答の公表（第2回）
平成29年1月5日（木） ～1月6日（金）	入札書類の受付
平成29年3月中旬	提案書に関するヒアリングの実施
平成29年3月中旬	落札者の決定及び公表
平成29年4月	基本協定締結
平成29年5月	特定事業契約の仮契約締結
平成29年5月	特定事業契約の本契約締結

### 第4章 入札に関する条件

#### 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び管理運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。
- イ 入札参加者は、構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札参加者への参画は認めない。
- ウ 入札参加者の構成企業のうち、プラントの設計及び建設企業、並びに管理運営企業は、構成員とする。なお、建屋の設計企業及び建設企業は、構成員又は協力企業とする。
- エ 入札参加者の構成企業のうち、事業者提案により、事業者自ら灰運搬業務及び灰資源化業務を行う場合、灰運搬企業及び灰資源化企業は協力企業とする。
- オ 入札参加者の構成企業のうち、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業は協力企業とする。

- カ 入札参加者は、構成員のうちプラントの設計及び建設企業について、組合との交渉窓口となる代表企業とすること。また、代表企業はSPCへの最大出資者とする。
- キ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- ク 本事業の設計・建設業務を建設JVにより実施する場合は、特定建設工事共同企業体とするとともに、代表企業が建設JVの代表者となるものとする。
- ケ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議のうえ、これを決定する。
- コ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、協力企業のうち、灰運搬企業及び灰資源化企業並びに不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業については、この限りでない。
- サ 落札者は、仮契約締結時までにSPCを桑名市、木曾岬町又は東員町に設立するものとする。ただし、本施設及び既存施設所在地をSPC本店所在地として登記することはできない。
- シ 落札者の構成員は全てSPCへ出資することとし、構成員以外の者の出資は認めない。
- ス SPCに出資する全ての構成員は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## (2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、参加表明書の提出期限日において、平成28年度の桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿に登録をしていること。
- エ 工事対象施設のうちプラントの設計及び建設を実施する企業は構成員とし次の要件を全て満たしていること。なお、プラントの設計及び建設を実施する者は同一企業とする。
  - (ア) 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
  - (イ) 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
  - (ウ) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまるストーカ炉の元請での設計及び建設実績を2件以上有すること。
    - a 平成14年12月以降に竣工した施設
    - b 施設規模174t/日以上かつ、1炉当たり87t/日以上の施設

- c 焼却廃熱を利用したボイラータービン発電設備を有する施設
- (エ) 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
- オ 工事対象施設のうち建屋の設計及び建設を実施する企業は、構成員又は協力企業とし次の要件を全て満たしていること。なお、設計と建設に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。この場合、それぞれの企業に設定している要件を、単独で全て満たすこと（ただし、建屋の設計と建設を同一企業が実施する場合、下記（ア）c に示す登録は不要）。
  - (ア) 建屋の設計を実施する企業
    - a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
    - b 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の設計実績が 1 件以上あること。
    - c 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿において、建築一般に登録されていること。
  - (イ) 建屋の建設を実施する企業
    - a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
    - b 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。
    - c 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の建設実績が 1 件以上あること。
    - d 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿において、建築一式に登録されていること。
- カ 管理運営企業は入札参加者の構成員とし、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で管理運営業務を実施する場合は、（ア）は運転管理業務及び維持管理業務を行う全ての構成員が満たすものとし、（イ）及び（ウ）は運転管理業務を行う構成員が満たすものとし、（エ）は運転管理業務又は維持管理業務を行う構成員が満たすものとし、（オ）は維持管理業務を行う構成員が満たすものとする。
  - (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
  - (イ) 一般廃棄物を対象とし、平成 14 年 12 月以降に竣工したストーカ炉施設の運転管理実績を 2 件以上有していること。また、焼却廃熱を利用したボイラータービン発電設備の運転管理実績を 2 件以上有していること。
  - (ウ) 高速回転式破碎機を有する廃棄物処理施設の運転管理実績を 2 件以上有していること。
  - (エ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、（イ）の要件の施設におい

て現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として管理運営開始後2年間以上配置できること。

(オ) 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録されている者で、建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

キ 灰運搬企業、灰資源化企業及び不燃残渣運搬企業、不燃残渣処分企業は協力企業とし、それぞれを別企業によって実施することが可能である。この場合、それぞれの企業に設定している要件を、各企業が単独ですべて満たすこと。

(ア) 灰運搬企業

a 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

b 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送業許可を有すること。ただし、灰資源化企業が自社の資源化施設において灰の資源化処理を行うに当たり自らが灰の運搬も行う場合はこの限りでない。

(イ) 灰資源化企業

a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

b 地方公共団体の一般廃棄物処理施設から生じる焼却灰の資源化処理実績を有すること。

(ウ) 不燃残渣運搬企業

a 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

b 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送業許可を有すること。ただし、不燃残渣処分企業が自社の処分施設において不燃残渣の処分を行うに当たり自らが不燃残渣の運搬も行う場合はこの限りでない。

(エ) 不燃残渣処分企業

a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

b 地方公共団体の一般廃棄物処理施設から生じる不燃残渣の処分実績を有すること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始命令がなされている者。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立がなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立をしている者。（手続開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- オ 桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加者指名停止基準で定める指名停止基準に該当する者若しくは三重県の指名停止処分を受けている期間中である者。
- カ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- キ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 号の規定による営業停止の期間中である者。
- ク 直前 1 年間の国税及び市・町税を滞納している者。
- ケ 桑名市、木曾岬町又は東員町の暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。
- コ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の各号の規定に該当する者。
- サ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。本項において、以下同じ。）
- シ ごみ処理施設整備専門委員会の委員と資本面及び人事面において関連のある者。

#### （4）参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、原則として、当該入札参加者は失格とする。

## 2 応募に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

### (3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

### (5) 著作権

入札書類に含まれている著作物の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、組合に帰属しない。ただし、公表、展示、その他組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

### (6) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

### (7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

### (8) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示・確認させることはできない。

(9) 予定価格、入札書比較価格及び審査基準価格

ア 予定価格、入札書比較価格及び審査基準価格の構成

本事業において事業者が実施する業務は、以下に示す「基本業務」及び「提案業務」から構成される。

- (ア) 基本業務・・・事業者が必ず実施する、本施設及び既存施設の設計・建設及び管理運営業務。
- (イ) 提案業務・・・管理運営業務のうち、組合が実施することを基本としつつも、事業者提案により、事業者が実施することを認める業務（売電業務及び主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務）。

本事業では、表2に示すとおり、基本業務及び提案業務ごとに審査基準価格を設ける。

入札参加者は、入札書比較価格及び審査基準価格の範囲内で入札価格を提案すること。

表2 各業務における審査基準価格

業務内容		審査基準価格※	備考
基本業務		26,034,000,000 円以下 (基本業務に係る施設整備費及び管理運営委託料)	・提案業務の実施の有無に関わらず、入札価格のうち、基本業務に係る提案価格が審査基準価格26,034,000,000 円を超える場合、当該入札参加者は入札書比較価格以下であっても失格となる。
提案業務	事業者提案による売電業務	2,371,000,000 円以上 (売電による組合収入相当額)	・入札価格のうち、事業者提案による売電業務によって得られる組合収入相当額が審査基準価格2,371,000,000 円を下回る場合、基本業務も含めて失格となる。
	事業者提案による主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務	2,840,000,000 円以下 (組合が実施する場合の主灰・飛灰の運搬及び資源化に要する費用)	・入札価格のうち、事業者提案による主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務に係る提案価格が審査基準価格2,840,000,000 円を上回る場合、基本業務も含めて失格となる。

※価格はすべて消費税及び地方消費税を含まない

本事業における予定価格及び入札書比較価格（予定価格に108分の100を乗じて得た価格）は次のとおりとする。

予定価格 31,183,920,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
 入札書比較価格 28,874,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

なお、予定価格及び入札書比較価格は、基本業務、事業者提案による主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を行った場合の価格の合計である。

#### イ 留意事項

本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

#### (10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 入札者が同一事項の入札で2以上の入札をしたとき。
- イ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- ウ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- エ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札のとき。
- オ あらかじめ指示された入札事項に違反したとき。

#### (11) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

### 3 入札に関する手続き等

#### (1) 入札公告（入札説明書等の公表）

平成28年8月3日（水）に入札公告し、同日から組合のホームページにおいて入札説明書等を公表する。また、次のとおり入札説明書等を閲覧に供する。なお、閲覧については、既存図面の一部の図面について閲覧を認める。

ア 閲覧日時：平成28年8月3日（水）～平成28年9月30日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後4時の間とする。

イ 閲覧方法：組合窓口にて閲覧

ウ 閲覧場所：桑名広域清掃事業組合事務局

#### (2) 現地見学

本事業への入札参加を予定する者（法人に限る。）は、事前に建設予定地を見学することができる。現地見学を希望する者は、次のとおり申し込むこと。

なお、入札説明書等に関する説明会は開催しない。

ア 見学可能日時：平成28年8月8日（月）～平成28年8月25日（木）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分～正午、午後1時～午後4時の間とする。

イ 見学申込方法：「現地見学申込書」（第1号様式）に必要事項を記入の上、希望する見学日の2日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午後3時までに、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付し、下記ウに示す申込先に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。現地見学実施日は、組合より申込者宛に回答する。

ウ 見学申込先

○Eメール：kseisom@city.kuwana.mie.jp

(宛先：桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室)

○電話番号：0594-31-1031

(3) 入札説明書等に対する質問の受付(第1回)

入札説明書等の内容等に対する第1回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成28年8月22日(月)午前9時～平成28年8月26日(金)午後3時

イ 提出方法：「入札説明書等に対する質問書」(第2号様式)に必要な事項を記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付し、下記ウに示す提出先に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

ウ 提出先

○Eメール：kseisom@city.kuwana.mie.jp

(宛先：桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室)

○電話番号：0594-31-1031

(4) 入札説明書等に対する質問への回答の公表(第1回)

提出された質問に対する回答は、平成28年9月16日(金)までに、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。なお「質問」の内容が本事業の実施に直接関係のない場合は、回答を差し控えることがある。

(5) 参加表明書及び参加資格審査申請書類受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を組合へ持参により提出すること。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、「入札辞退届」(第8号様式)を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付期間：平成28年9月28日(水)～平成28年9月30日(金)

午前9時～正午、午後1時～午後4時

なお、書類を持参する際は組合に事前に連絡をすること。

イ 受付場所：桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室

ウ 提出書類：第3号様式から第7号様式その他必要な添付書類を、まとめて3部提出すること。

(ア) 参加表明書 第3号様式

(イ) 構成企業一覧表 第4号様式

(ウ) 委任状(代表企業) 第5号様式

(エ) 委任状（復代理人） 第 6 号様式

(オ) 参加資格審査申請書 第 7 号様式

(カ) 添付書類

a 会社概要（全ての構成企業）

b 企業単体の貸借対照表（全ての構成企業の直近 3 年）

c 企業単体の損益計算書（全ての構成企業の直近 3 年）

d 連結決算の貸借対照表（全ての構成企業の直近 1 年）

e 連結決算の損益計算書（全ての構成企業の直近 1 年）

f 納税証明書※（国税及び市・町税の完納を証明するもの）

g その他入札参加者の資格を証する書類の写し

※f については、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出期限日までに発行された、当該発行日時点における最新のものとする。

#### (6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成 28 年 10 月 19 日（水）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するため、提案書の作成（副本）に用いること。

なお、参加資格が認められた入札参加者名及び入札参加者数については公表しない。

#### (7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成 28 年 10 月 24 日（月）から平成 28 年 10 月 26 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 28 年 11 月 4 日（金）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

#### (8) 入札説明書等に対する質問の受付（第 2 回）

本事業への入札参加資格が認められた入札参加者を対象に、入札説明書等の内容等に対する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 28 年 11 月 2 日（水）午前 9 時～平成 28 年 11 月 4 日（金）午後 3 時

イ 提出方法：「入札説明書等に対する質問書」（第 2 号様式）に必要事項を記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、下記ウに示す提出先に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

ウ 提出先

○Eメール：kseisom@city.kuwana.mie.jp

（宛先：桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室）

○電話番号：0594-31-1031

(9) 入札説明書等に対する質問への回答の公表（第2回）

提出された質問に対する回答は、平成28年11月25日（金）までに、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。なお「質問」の内容が本事業の実施に直接関係のない場合は、回答を差し控えることがある。

(10) 入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する下記の要領により入札書類（入札書、誓約書、提案書及び設計図書）を受け付ける。入札書類の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。入札書類を確認後、組合は受領書を発行する。

ア 受付日時：平成29年1月5日（木）～平成29年1月6日（金）

午前9時～正午、午後1時～4時

なお、書類を持参する際は組合に事前に連絡をすること。

イ 受付場所：桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室

ウ 入札書類

(ア) 入札書類提出書（第9号様式）

綴じずに1部提出すること。

(イ) 入札書（第10号様式）及び施設整備費内訳書（第10-1号様式）

封筒に入れ封印し、事業名、宛先、入札参加者名を表記して1部提出すること。

(ウ) 要求水準に関する誓約書（様式第11号様式）

綴じずに1部提出すること。

(エ) 安全・安心で信頼される施設に関する提案書（様式第12号様式）

(オ) 地球環境に配慮した施設に関する提案書（様式第13号様式）

(カ) 未利用エネルギーの有効活用に関する提案書（様式第14号様式）

(キ) 経済性に優れた施設に関する提案書（様式第15号様式）

(ク) 地域に親しまれる施設に関する提案書（様式第16号様式）

(ケ) その他事項に関する提案書（様式第17号様式）

(コ) 設計図書

a 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

b 提案仕様書（要求水準書を元に提案する施設の仕様を「提案仕様記載用フォーマット」に記載したもの）

c 図面

(a) 全体配置図

(b) 動線計画図

(c) 見学者動線計画図

(d) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）

(e) 建築仕上図

(f) 各階機器配置平面図

- (g) 機器配置断面図（炉室、タービン関係、諸室、灰処理関係、排水関係、等の配置がわかるもの）
- (h) 鳥瞰図
- (i) 電気設備主回路単線系統図
- d フローシート
  - (a) ごみ、排ガス、薬剤、主灰、飛灰、資源物等
  - (b) 給排水（井水、再利用水、プラント排水、生活排水等）
  - (c) 全体余熱利用
  - (d) 計装フローシート
- e 設計書等
  - (a) 物質収支計算書（炉数ごと、ごみ質ごと、時間当たり処理量に対応した値とする。）
  - (b) 熱収支計算書（炉数ごと、ごみ質ごと、時間当たり処理量に対応した値とする。）
  - (c) 用役収支計算書（炉数ごと、ごみ質ごと、日当たり処理量に対応した値とする。）
  - (d) 電力収支計算書（炉数ごと、ごみ質ごと、日当たり処理量に対応した値とする。）
  - (e) 主要機器設計計算書
- f 工事工程表
  - (a) 管理運営期間中の管理運営対象施設の維持管理計画一覧表（主要な点検、補修、更新等）
- g 管理運営業務関係
  - (a) 管理運営期間中の管理運営対象施設の維持管理計画一覧表（主要な点検、補修、更新等）
- h 環境影響評価関係
  - (a) 施設供用時騒音・振動予測検討結果（騒音・振動発生機器一覧及び同配置図、騒音・振動予測結果（コンター図含む）
- エ 提案書作成要領
  - (ア) 提案書のうち、上記ウ（エ）～（ケ）については、第12号様式～第17号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4判・縦長・左綴じ（A3判は横長で一連とし折り込むこと。）により、正本1部副本35部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ11ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。
  - (イ) 設計図書については、A3判で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正本1部、副本35部を提出すること。  
 なお、副本のうち3部については、A3サイズをA4サイズに縮小、A4サイズ

は2アップ印刷(2ページを1ページ分に縮小して印刷)とし、A3サイズが連続するページはA4サイズ縮小版の両面長編綴じ、A4サイズが連続するページについては、2アップ印刷の両面長編綴じとすること。

(ウ) 提案書及び設計図書については、内容データを記録したCD-Rを3部提出すること。なお、使用ソフトはMicrosoft Word形式、Excel形式、PDF形式(Windows対応)とすること。

(エ) 提案書のうち文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

(オ) ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成企業名を明らかにすること。

(カ) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

#### (11) 提案書に関するヒアリングの実施

ごみ処理施設整備専門委員会は、提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する予定である。

・実施日時：平成29年3月中旬

※日時・場所については追って通知する。

#### (12) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせるものとする。

・開札日時：平成29年3月中旬

※日時・場所については追って通知する。

#### (13) その他

組合が配布する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとする。

## 第5章 入札書類の審査

### 1 審査及び選定に関する事項

#### (1) ごみ処理施設整備専門委員会

事業提案の審査は、「ごみ処理施設整備専門委員会」（以下「専門委員会」という。）において行う。

専門委員会は、以下の9名で構成される。入札参加者が、落札者の決定及び公表までに、専門委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	伊藤 秀章	名古屋大学名誉教授
委員	荒井 喜久雄	(公社) 全国都市清掃会議 技術指導部長
委員	加藤 忠哉	三重大学名誉教授
委員	木村 好己	公認会計士
委員	野本 修	弁護士
委員	柳川 弘行	桑名市経済環境部長
委員	森 清秀	木曾岬町政務統括監兼総務政策課長
委員	伊藤 通数	東員町生活部長
委員	和氣 城太郎	三重県環境生活部廃棄物対策局 RDF・広域処理推進監

#### (2) 審査の手順及び方法

##### ア 参加資格審査

組合は、入札参加者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、入札説明書に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

##### イ 入札書類審査

###### (ア) 提案書類審査

###### a 提案内容の基礎審査

組合は、提案書類に記載された内容が、「落札者決定基準」に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

###### b 提案内容の加点審査

専門委員会は、「落札者決定基準」に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行う。

###### (イ) 開札

組合は、入札書に記載された入札価格が、入札書比較価格及び基本業務に係る審査基準価格を超えていないことを確認し、専門委員会に報告する。

入札価格が、入札書比較価格及び基本業務に係る審査基準価格を超えている入札参加者は、失格とする。

(ウ) 最優秀提案の選定

専門委員会は、非価格要素（提案内容の加点審査）と価格要素（入札価格）の合計である総合評価値が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価値が最も高い提案が2以上あるときは、当該提案者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

## 2 落札者の決定

組合は、専門委員会の答申を受けて落札者を決定し、入札参加者に結果を通知するとともに、組合ホームページにおいて公表する。なお審査結果について、電話等による問い合わせには応じない。

## 3 事務局

事業者の募集及び選定に係る事務局は、桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室とする。

## 第6章 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、参加表明書、参加資格審査申請書類及び入札書類を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 計画地に関する事項

表3 計画地の概要

所在地	三重県員弁郡東員町大字穴太地内 及び 三重県桑名市多度町力尾地内
敷地面積	約 13.9ha※1
都市計画区域	区域内
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし（法 22 条区域）
高度地区	指定なし
その他地域・地区	なし
建ぺい率	60 %以下
容積率	200 %以下
保安林	指定なし
農用地	指定なし
自然公園	指定なし
鳥獣保護区	指定なし
砂防指定区域	区域内※2
地すべり防止区域	指定なし

※1：別紙2図2の黒線枠内の面積

※2：建設予定地は原則区域外であるが、桑名市に設置されている既存施設が区域内であることから、造成工事等により区域内の雨水流入量等が変更する場合は対象となる。

### 2 施設の概要

本施設及び既存施設の概要を以下に示す。また、計画地案内図・施設配置図を「別紙2 計画地案内図・施設配置図」に示す。

(1) ごみ焼却施設 (新設)

表4 ごみ焼却施設

基本条件	
(1)事業予定地	三重県員弁郡東員町大字穴太地内
(2)対象廃棄物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣、災害廃棄物
(3)処理方式	ストーカ方式
(4)処理能力	174t/日 (87t/日×2 炉)
(5)稼働時間	24h/日
(6)稼働開始時期	平成 33 年 4 月 (予定)

(2) リサイクルプラザ (既設)

表5 リサイクルプラザ

基本条件	
(1)事業地	三重県桑名市多度町力尾地内
(2)対象廃棄物	粗大ごみ、不燃ごみ、缶類、びん類、紙類、布類、不燃残渣、災害廃棄物
(3)処理設備等	不燃・粗大処理施設 (低速、高速回転破砕機) 缶選別施設 びん選別施設 ストックヤード (紙類・布類)
(4)処理能力	不燃・粗大処理施設 : 55t/5h 缶選別施設 : 5t/5h びん選別施設 : 2t/5h
(5)稼働時間	5h/日
(6)稼働開始日	平成 14 年 12 月 1 日

(3) プラスチック圧縮梱包施設 (既設)

表6 プラスチック圧縮梱包施設

基本条件	
(1)事業地	三重県員弁郡東員町大字穴太地内
(2)対象廃棄物	プラスチック製容器包装
(3)処理設備等	プラスチック圧縮梱包施設 (破袋機、圧縮梱包機等)
(4)処理能力	17t/5h (8.5t/5h×2 系列)
(5)稼働時間	5h/日
(6)稼働開始日	平成 20 年 10 月 1 日

(4) 管理棟 (既設)

表 7 管理棟

基本条件	
(1) 事業地	三重県桑名市多度町力尾地内
(2) 建築構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
(3) 延床面積	2,725.54 m <sup>2</sup>

3 設計・建設に関する提案の条件

要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

4 管理運営に関する提案の条件

要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

5 事業計画に関する提案の条件

(1) 工事対象施設の設計・建設に係る対価

組合は、建設事業者が実施する工事対象施設の設計・建設に係る対価を建設工事請負契約に基づき支払う。支払は、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(2) 管理運営対象施設の管理運営に係る対価 (管理運営委託料)

ア 管理運営委託料の構成

組合は、SPCが実施する管理運営対象施設の管理運営業務(主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務並びに不燃残渣の運搬業務及び処分業務を除く)に係る対価を、管理運営委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払う。管理運営委託料は平成33年度から平成52年度までの20年間にわたり、年度ごとに毎月支払われるものとする(ただし、事業者提案による設計・建設期間の短縮を組合が認めた場合、管理運営期間については、事業者提案による設計・建設期間終了から20年間の支払となる)。

管理運営委託料は、固定料金と本施設及び既存施設への搬入廃棄物量(実績値)に応じて変動する変動料金からなるため、固定料金については年度ごとの金額、変動料金についてはトン当たり単価を提案すること。なお、提案金額の算定は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

管理運営委託料の構成は、次のとおりである。

表 8 管理運営委託料の構成

区分	支払の対象となる費用（参考）	算定方法
固定料金	人件費、事務費、保険料などの運営に関わる諸費用及び補修費、運転管理費等	<p>■各支払期（月）の金額                      = [左欄対象費用の合計金額] ÷ 支払回数（年12回×20年）                      なお、既存施設については、50万円未満の補修費を含む。</p>
変動料金	搬入廃棄物量に応じて変動が生じる燃料費や薬剤費等	<p>■各支払期（月）の金額                      =（各支払期（月）の搬入廃棄物量（実績値）×提案単価（円/t））                      ※入札価格の算定にあたっては、                      =（各年度の搬入廃棄物設定量×提案単価（円/t））                      とする。なお、各年度の搬入廃棄物設定量については、表9に示す「入札価格算定に用いる搬入廃棄物設定量」を参照すること。                      参考として、可燃破碎残渣の発生量及び金属類等の発生量を表10、11に示す。</p>

表 9 入札価格算定に用いる搬入廃棄物設定量

単位：t/年

平成 内訳	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度～ 52年度
可燃ごみ	42,137.34	42,041.00	41,959.00	41,877.00	41,795.00	41,713.00	41,631.00	41,549.00
不燃ごみ	1,791.50	1,789.50	1,787.50	1,785.50	1,783.50	1,781.50	1,779.50	1,777.50
粗大ごみ	1,873.10	1,870.10	1,865.77	1,861.43	1,857.10	1,852.77	1,848.43	1,844.10
プラスチック 製容器包装	1,641.33	1,640.00	1,638.50	1,637.00	1,635.50	1,634.00	1,632.50	1,631.00

表 10 可燃破碎残渣の発生量（参考）

単位：t/年

平成 内訳	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度～ 52年度
不燃ごみ	512.37	511.80	511.23	510.65	510.08	509.51	508.94	508.37
粗大ごみ	1,097.64	1,095.88	1,093.34	1,090.80	1,088.26	1,085.72	1,083.18	1,080.64
プラスチック 製容器包装	55.81	55.76	55.71	55.66	55.61	55.56	55.51	55.45

表 11 金属類等の発生量 (参考)

単位：t/年

内訳	平成	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度～52年度
小型家電		138.15	137.86	137.59	137.33	137.07	136.81	136.55	136.29
電線類		20.92	20.88	20.84	20.80	20.76	20.72	20.68	20.64
鉄類		611.45	610.13	608.97	607.81	606.65	605.49	604.34	603.18
アルミ類		18.83	18.79	18.76	18.72	18.69	18.65	18.62	18.58
紙類		23.63	23.58	23.53	23.49	23.44	23.40	23.35	23.31
布類		2.37	2.37	2.36	2.36	2.35	2.35	2.34	2.34
カレット類		1.66	1.66	1.65	1.65	1.65	1.64	1.64	1.64
ペットボトル		48.68	48.57	48.48	48.39	48.29	48.20	48.11	48.02

イ 物価変動による改定

(ア) 改定の条件

管理運営委託料は、物価変動に基づき年 1 回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±3.0%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、SPCは指数について、組合へ書面により毎年報告を行う。

(イ) 物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して管理運営委託契約書に定める。

(ウ) 改定の計算方法

管理運営委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第 1 回目の改定が行われるまでは管理運営委託契約書に示された支払額）

$$\alpha : \text{改定率} \left( \frac{\text{改定時の前年度の指数}}{\text{前回改定時の前年度の指数}} \right)$$

※当該指数については上記（イ）に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、

これを切り捨てるものとする。

※電力の基本料金については、下記（エ）に従うものとする。

（エ）需給契約の変更等により決定を行う項目

電力については、供給事業者との需給契約において基本料金に変更された場合に、組合とSPCが変更内容をもとに協議し、組合が固定料金及び変動料金単価の変更等を決定する。

（オ）消費税及び地方消費税の改正による改定

管理運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合のSPCへの支払に係る消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

（3）不燃残渣の運搬業務及び処分業務に係る対価（不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料）

ア 不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料の構成

組合は、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業が実施する不燃残渣運搬業務及び処分業務に係る対価を、不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料として、試運転期間及び管理運営期間にわたってSPCに支払う。不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料は、試運転期間は平成32年度に、管理運営期間は平成33年度から平成52年度までの20年間にわたり、年度ごとに毎月支払われるものとする（ただし、事業者提案による設計・建設期間の短縮を組合が認めた場合、管理運営期間については、事業者提案による設計・建設期間終了から20年間の支払となる。）。

不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料は本施設及び既存施設への搬入廃棄物量（実績値）に応じて変動する変動料金（運搬費・処分費）からなるため、変動料金についてはトン当たり単価を提案すること。なお、提案金額の算定は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料の構成は、次のとおりである。

表 1 2 不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料の構成

委託料	区分	支払の対象となる費用 (参考)	算定方法
不燃残渣運搬委託料	変動料金	搬入廃棄物量に応じて変動が生じる運搬費	<p>■各支払期（月）の金額                      =（各支払期（月）の搬入廃棄物量（実績値）×提案単価（円/t））</p> <p>※入札価格の算定にあたっては、                      =（各年度の搬入廃棄物設定量×提案単価（円/t））とする。なお、各年度の搬入廃棄物設定量については、表9に示す「入札価格算定に用いる搬入廃棄物設定量」を参照すること。</p> <p>参考として、可燃破碎残渣の発生量及び金属類等の発生量を表10、11に示す。</p> <p>また、試運転期間中については、入札参加者が提案する試運転期間に応じて、表9に示す平成32年度の搬入廃棄物設定量を按分して提案すること。</p>
不燃残渣処分委託料	変動料金	搬入廃棄物量に応じて変動が生じる処分費	<p>■各支払期（月）の金額                      =（各支払期（月）の搬入廃棄物量（実績値）×提案単価（円/t））</p> <p>※入札価格の算定にあたっては、                      =（各年度の搬入廃棄物量×提案単価（円/t））とする。なお、各年度の搬入廃棄物量については、表9に示す表「入札価格算定に用いる搬入廃棄物設定量」を参照すること。</p> <p>参考として、可燃破碎残渣の発生量及び金属類等の発生量を表10、11に示す。</p> <p>また、試運転期間中については、入札参加者が提案する試運転期間に応じて、表9に示す平成32年度の搬入廃棄物設定量を按分して提案すること。</p>

※不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料は、不燃残渣の運搬量や処理量に対する支払ではなく、本施設及び既存施設における搬入廃棄物量に対する支払である。なお組合は、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業と、それぞれ不燃残渣運搬委託契約及び不

燃残渣処分委託契約を締結するが、不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料は S P C に対して支払う。

## イ 物価変動による改定

### (ア) 改定の条件

不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料は、物価変動に基づき年 1 回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±3.0%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業は指数について、組合へ書面により毎年報告を行う。

### (イ) 物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して不燃残渣運搬委託契約書及び不燃残渣処分委託契約書に定める。

### (ウ) 改定の計算方法

不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第 1 回目の改定が行われるまでは不燃残渣運搬委託契約書及び不燃残渣処分委託契約書に示された支払額）

$$\alpha : \text{改定率} \left( \frac{\text{改定時の前年度の指数}}{\text{前回改定時の前年度の指数}} \right)$$

※当該指数については上記（イ）に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※不燃残渣処分委託料のうち、電力及び上水道の基本料金については、下記（エ）に従うものとする。

### (エ) 需給契約の変更等により決定を行う項目

不燃残渣処分委託料のうち、電力及び上水道については、各供給事業者との基本料金に変更された場合に、組合と不燃残渣処分企業が変更内容をもとに協議し、

組合が変動料金単価の変更等を決定する。

(オ) 消費税及び地方消費税の改正による改定

管理運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合のSPCへの支払に係る消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

(4) 主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務に係る対価(灰運搬委託料及び灰資源化委託料)

ア 灰運搬委託料及び灰資源化委託料の構成

事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者自ら行う場合、組合は、灰運搬企業及び灰資源化企業が実施する灰運搬業務及び資源化業務に係る対価を、灰運搬委託料及び灰資源化委託料として、試運転期間及び管理運営期間にわたってSPCに支払う。灰運搬委託料及び灰資源化委託料は、試運転期間は平成32年度に、管理運営期間は平成33年度から平成52年度までの20年間にわたり、年度ごとに毎月支払われるものとする(ただし、事業者提案による設計・建設期間の短縮を組合が認めた場合、管理運営期間については、事業者提案による設計・建設期間終了から20年間の支払となる)。

灰運搬委託料及び灰資源化委託料は本施設及び既存施設への搬入廃棄物量(実績値)に応じて変動する変動料金(運搬費・処理費)からなるため、変動料金についてはトン当たり単価を提案すること。なお、提案金額の算定は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

灰運搬委託料及び灰資源化委託料の構成は、次のとおりである。

表 1 3 灰運搬委託料及び灰資源化委託料の構成

委託料	区分	支払の対象となる費用 (参考)	算定方法
灰運搬委託料	変動料金	搬入廃棄物量に応じて変動が生じる運搬費	<p>■各支払期（月）の金額            =（各支払期（月）の搬入廃棄物量（実績値）×提案単価（円/t））            ※入札価格の算定にあたっては、            =（各年度の搬入廃棄物設定量×提案単価（円/t））            とする。なお、各年度の搬入廃棄物設定量については、表9に示す「入札価格算定に用いる搬入廃棄物設定量」を参照すること。            参考として、可燃破碎残渣の発生量及び金属類等の発生量を表10、11に示す。            また、試運転期間中については、入札参加者が提案する試運転期間に応じて、表9に示す平成32年度の搬入廃棄物設定量を按分して提案すること。</p>
灰資源化委託料	変動料金	搬入廃棄物量に応じて変動が生じる処理費	<p>■各支払期（月）の金額            =（各支払期（月）の搬入廃棄物量（実績値）×提案単価（円/t））            ※入札価格の算定にあたっては、            =（各年度の搬入廃棄物設定量×提案単価（円/t））            とする。なお、各年度の搬入廃棄物設定量については、表9に示す「入札価格算定に用いる搬入廃棄物設定量」を参照すること。            参考として、可燃破碎残渣の発生量及び金属類等の発生量を表10、11に示す。            また、試運転期間中については、入札参加者が提案する試運転期間に応じて、表9に示す平成32年度の搬入廃棄物設定量を按分して提案すること。</p>

※灰運搬委託料及び灰資源化委託料は、主灰・飛灰の運搬量や処理量に対する支払ではなく、本施設及び既存施設における搬入廃棄物量に対する支払である。なお組合は、灰運搬企業及び灰資源化企業と、それぞれ灰運搬委託契約及び灰資源化委託契約を締結する

が、灰運搬委託料及び灰資源化委託料はSPCに対して支払う。

#### イ 物価変動による改定

##### (ア) 改定の条件

灰運搬委託料及び灰資源化委託料は、物価変動に基づき年1回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±3.0%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、灰運搬企業及び灰資源化企業は指数について、組合へ書面により毎年報告を行う。

##### (イ) 物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して灰運搬委託契約書及び灰資源化委託契約書に定める。

##### (ウ) 改定の計算方法

灰運搬委託料及び灰資源化委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第1回目の改定が行われるまでは灰運搬委託契約書及び灰資源化委託契約書に示された支払額）

$$\alpha : \text{改定率} \left( \frac{\text{改定時の前年度の指数}}{\text{前回改定時の前年度の指数}} \right)$$

※当該指数については上記（イ）に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※灰資源化委託料のうち、電力及び上水道の基本料金については、下記（エ）に従うものとする。

##### (エ) 需給契約の変更等により決定を行う項目

灰資源化委託料のうち、電力及び上水道については、各供給事業者との基本料金が変更等された場合に、組合と灰資源化企業が変更内容をもとに協議し、組合が変動料金単価の変更等を決定する。

##### (オ) 消費税及び地方消費税の改正による改定

管理運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合のSPCへの支払に係る消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

#### (5) 売電収入

##### ア 売電による組合収入相当額の構成

事業者提案により、売電業務を事業者自ら行う場合に得られる売電収入については、第4章 2 (9) アに示す審査基準価格を上回る組合収入相当額を考慮したうえで、SPCは事業計画を立案すること。売電による組合収入相当額は、管理運営期間である平成33年度から平成52年度までの20年間にわたり、管理運営委託料から除くものとする(ただし、事業者提案による設計・建設期間の短縮を組合が認めた場合、管理運営期間については、事業者提案による設計・建設期間終了から20年間となる。)

売電による組合収入相当額は、本施設及び既存施設への搬入廃棄物量(実績値)に応じて変動するため、当該変動分についてはトン当たり単価を提案すること。なお、提案金額の算定は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

売電による組合収入相当額の構成は、次のとおりである。

表14 売電による組合収入相当額の構成

内訳	収入の対象となる項目 (参考)	算定方法
売電による 組合収入相当額	搬入廃棄物量に応じて変動 が生じる項目	<p>■各支払期(月)の金額 = (各支払期(月)の搬入廃棄物量(実績値) × 提案単価(円/t))</p> <p>※入札価格の算定にあたっては、 = (各年度の搬入廃棄物設定量 × 提案単価(円/t)) とする。なお、各年度の搬入廃棄物設定量については、表9に示す「入札価格算定に用いる搬入廃棄物設定量」を参照すること。 参考として、可燃破碎残渣の発生量及び金属類等の発生量を表10、11に示す。</p>

##### イ 物価変動による改定

###### (ア) 改定の条件

売電による組合収入相当額は、物価変動に基づき年1回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±3.0%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、SPCは指数について、組合へ書面により毎年報告を行

う。

(イ) 物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して管理運営委託契約書に定める。

(ウ) 改定の計算方法

売電による組合収入相当額のうち、改定の対象となる項目については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該組合収入相当額（税抜）

X：前回改定後の当該組合収入相当額（税抜、第1回目の改定が行われるまでは管理運営委託契約書に示された組合収入相当額）

$$\alpha : \text{改定率} \left( \frac{\text{改定時の前年度の指数}}{\text{前回改定時の前年度の指数}} \right)$$

※当該指数については上記（イ）に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(6) その他の収入

ア 缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の資源化による収入

缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の売却収入については、第2章4（6）エを参照すること。

(7) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業で実施する整備及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

イ リスク分担

本事業に伴うリスクに関する組合と事業者の責任分担等については、特定事業契約に定めるものとする。

(8) 保険

建設企業は、組立保険、建設工事保険及び第三者賠償保険等に加入することとする。  
同様に、SPCは、火災保険及び第三者賠償保険等に加入することとする。

なお、組合は、新設のごみ処理施設については建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)に加入する予定であり、また既設のリサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設及び管理棟については、同保険に加入している。

(9) その他

事業者は、本事業用地内に車両を駐車する際、「桑名広域清掃事業組合職員等の組合施設における通勤用自動車に関する要綱」に基づき、組合へ駐車料金を支払う必要があるため、当該駐車料金を想定して入札価格を算定すること。

## 第7章 事業実施に関する事項

### 1 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

#### (1) 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

#### (2) 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。

ウ 前2号の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

イ 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

ア 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除すること

ができる。その場合、管理運営委託契約その他特定事業契約についても解除することができる。

- イ 管理運営期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、管理運営委託契約その他特定事業契約を解除することができる。

#### (4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

### 3 組合による本事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する本施設及び既存施設の整備及び管理運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。なお、管理運営に関するモニタリングについては、「別紙3 モニタリング実施要領等」も参照のこと。

#### (1) モニタリング

##### ア 設計・建設期間

組合は設計・建設工事監理を行い、建設事業者による業務が特定事業契約に基づき適切に履行されているか、また、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合、建設事業者は必要な改善措置を行うものとする。

##### イ 管理運営期間

組合は、事業者が実施する委託業務及びSPCの財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に、公正な視点からのモニタリング(監視)を行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング等により実施する。また、組合は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。

#### (2) 管理運営に関する支払の減額等

管理運営業務契約、不燃残渣運搬委託契約及び不燃残渣処分委託契約、灰運搬委託契約及び灰資源化委託契約(事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者にて行う場合)及び要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、各委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については、該当する各契約書に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

##### ア サービス水準の充足

- イ 上記アを満たさない事項が組合に及ぼす影響度

ウ 上記アを満たさない事項に対する改善

(組合が提示する是正期間内であればペナルティポイントを付与しない。)

## 第8章 特定事業契約に関する事項

### 1 契約手続

- (1) 組合は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者はSPCを設立し、落札者、SPC及び組合で基本契約の仮契約を締結する。
- (3) 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、組合は、建設事業者と建設工事請負契約の仮契約を締結する。また、SPCと管理運営委託契約の仮契約を締結するとともに、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業と、それぞれ不燃残渣運搬委託契約の仮契約及び不燃残渣処分委託契約の仮契約を締結する。
- (4) 事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者にて行う場合、基本契約の合意内容に基づき、組合は、灰運搬企業及び灰資源化企業と、それぞれ灰運搬委託契約の仮契約及び灰資源化委託契約の仮契約を締結する。
- (5) これらの仮契約は、すべて建設工事請負契約の仮契約が組合議会の議決を得たときに一体のものとして本契約として効力を生ずる。  
なお、上記の建設工事請負契約の仮契約が組合議会の議決を得ることができなかつたときは、特定事業契約は成立せず、すべての仮契約は、その効力を失う。
- (6) 落札者が特定事業契約を締結しない場合、組合は、専門委員会での審査における、当該グループを除いた総合評価値の高い者から順に、契約交渉を行う場合がある。
- (7) 契約保証金
  - ア 建設工事請負契約については契約金額の100分の10以上とする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負契約書（案）による。
  - イ 管理運営委託契約、不燃残渣運搬委託契約及び不燃残渣処分委託契約については、各々の契約に定める各年度の委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、管理運営委託契約（案）、不燃残渣運搬委託契約（案）及び不燃残渣処分委託契約（案）による。
  - ウ 事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者にて行う場合、灰運搬委託契約及び灰資源化委託契約については、各々の契約に定める各年度の委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、灰運搬委託契約（案）及び灰資源化委託契約（案）による。

- (8) 特定事業契約書の作成に係る事業者側の弁護士費用、印紙代その他契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

## 2 その他

### (1) 議会の承認

組合は、平成 29 年 5 月（予定）の組合議会において、特定事業契約のうち建設工事請負契約を対象として議決を受ける予定である。

### (2) 情報提供

情報提供は、適宜、組合のホームページ (<http://www.recycle-mori.jp/>) において行う。

### (3) 担当

本事業の担当は、桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室とする。

桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室

〒511-0125

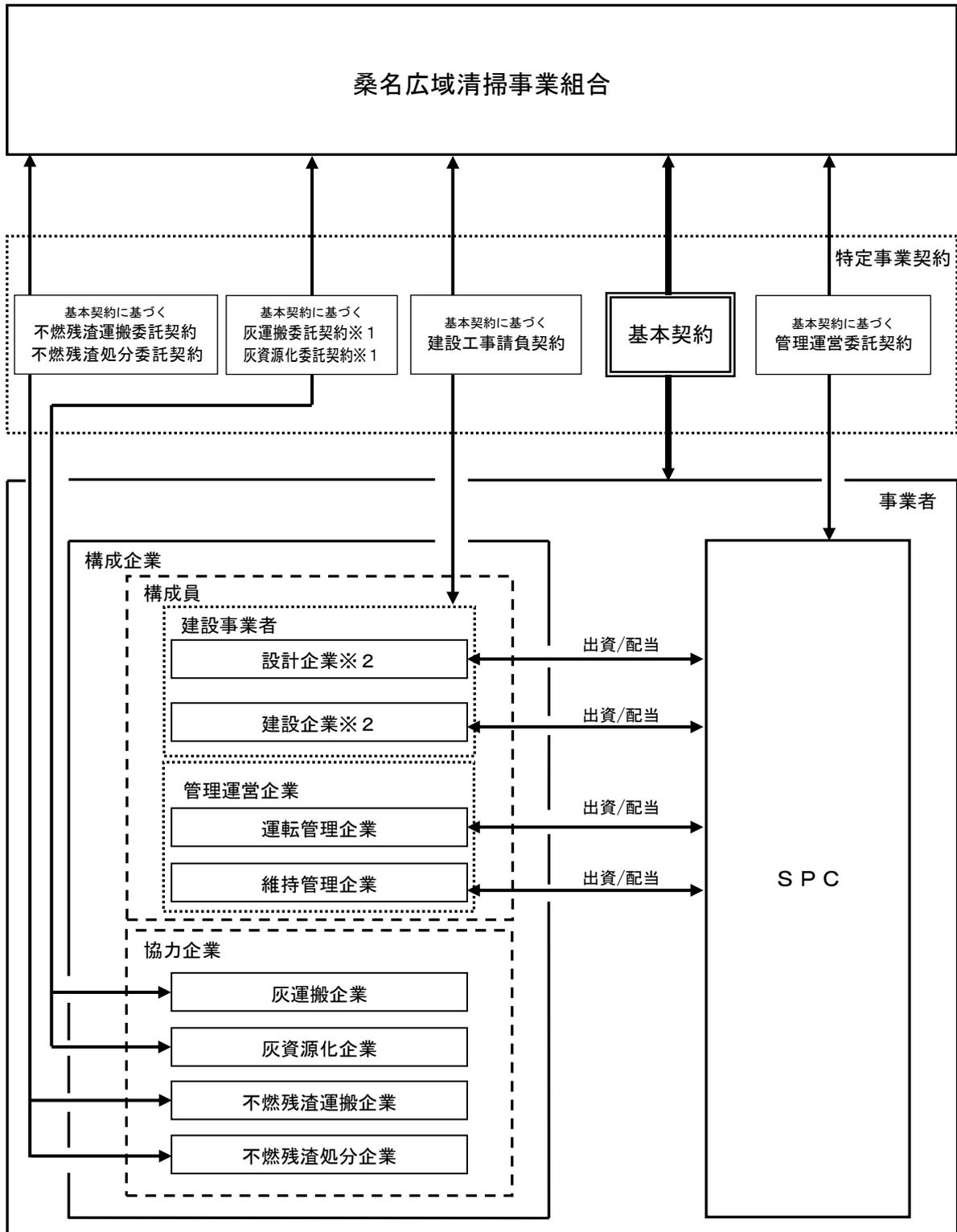
三重県桑名市多度町力尾

電 話 0594-31-1031

F A X 0594-31-1032

E-mail kseisom@city.kuwana.mie.jp

別紙1 事業スキーム図



※1：事業者提案により事業者自ら実施する場合に締結

※2：建屋の設計企業及び建設企業は、構成員又は協力企業とする（協力企業の場合、SPCへの出資は不要）。

別紙2 計画地案内図・施設配置図



図1 計画地の案内図



図2 施設配置図

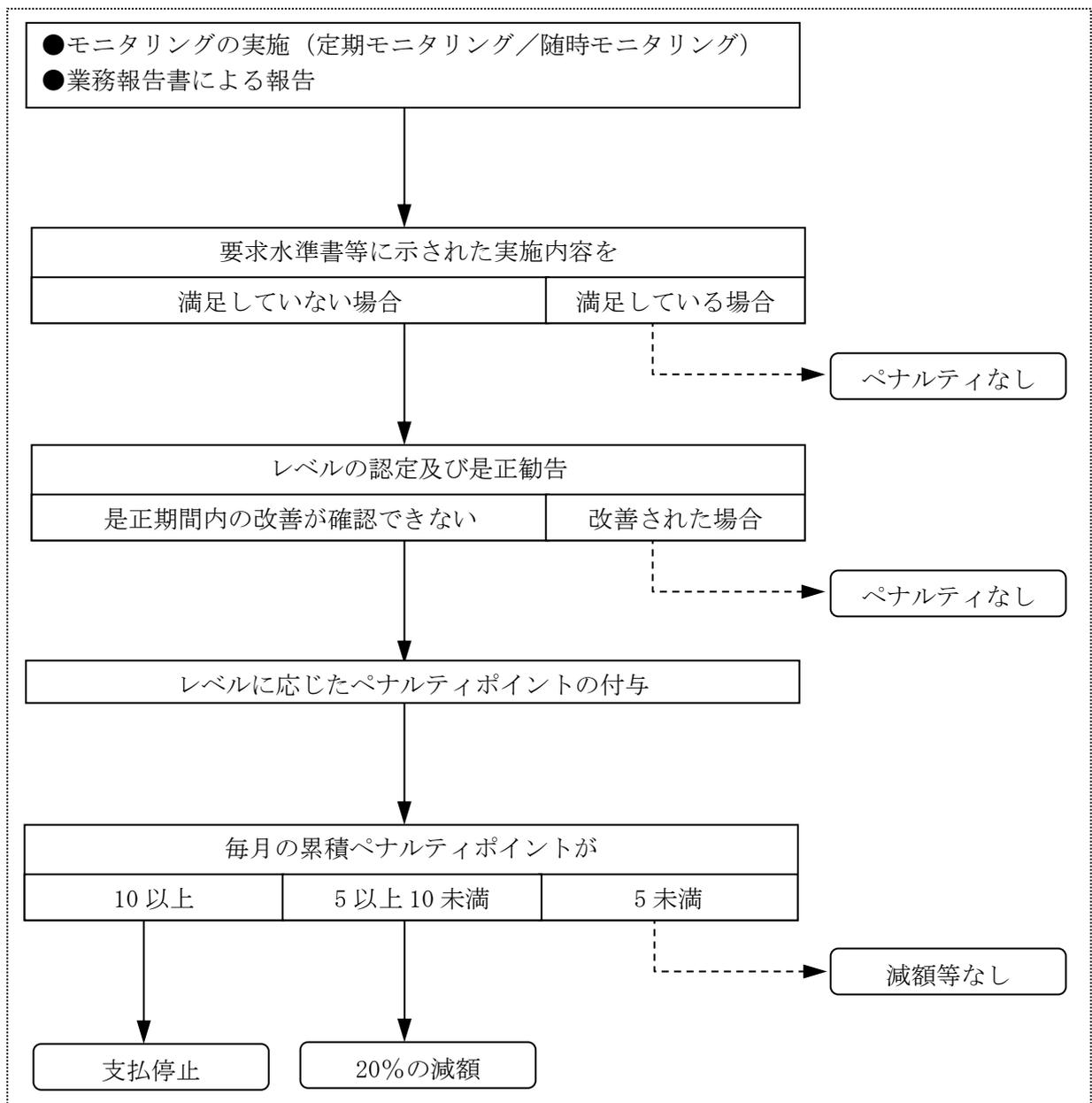
### 別紙3 モニタリング実施要領等

#### 1 モニタリングの実施要領

組合は、事業期間にわたり、管理運営の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、S P Cの業務内容が基本契約、管理運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務計画書等に示される管理運営に関する内容を満足していないと組合が判断した場合、以下のフローに示す手続き（支払期（月）ごと）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。

なお、当該別紙は管理運営対象施設の管理運営に関する業務について適用するものであるが、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務（事業者自ら実施する場合）及び不燃残渣の運搬・処分業務についても、同様の方法を適用するものである。



## 2 委託料の減額方法

### (1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各支払期（月）において組合が支払う委託料とする。

### (2) 減額等の措置を講じる事態

S P C の責任により、基本契約、管理運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務計画書等に示される管理運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル 1	是正しなければ、管理運営対象施設の管理運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル 2	是正しなければ、管理運営対象施設の管理運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

### (3) 減額等の決定過程

ア レベル 1 又はレベル 2 の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、組合は、その程度、緊急度等を勘案し、S P C に相当な是正期間を提示する。

イ S P C は、組合の提示する是正期間内にレベル 1 又はレベル 2 の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、組合の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1 日につき、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 2 ポイントのペナルティポイントを付与する。

ウ 業務内容により、当該実施要領等では判定し難い場合、ペナルティポイントのカウントや減額等の措置は、S P C の意見を聴取し、組合が定める。

### (4) 委託料の減額の金額算定方法

ア 組合は、支払期（月）ごとにペナルティポイントの累積数を算定し、下表に従い減額等の措置を行うものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5 未満	減額等なし
5 以上 10 未満	20%の減額
10 以上	支払停止

イ アに従い実施されるペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は、減額等の対象となる事象が発生した支払期（月）ごとで行うものとする。組合は、当該支払期（月）における減額後の委託料の支払について、改善が確認されるまでは、支払を留保することができるものとする。

### 3 契約の解除

ある支払期(月)における累積ペナルティポイントが10以上の場合、支払停止とする。  
また、翌支払期(月)における累積ペナルティポイントが5以上であれば、組合は契約を解除することができる。